

## 独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会（第39回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年2月6日（木） 10:00～12:00
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 阿知波、新井、池田、石井、大沢、大竹、岡澤、北原、河野、古城、城山、鈴木、武市、中原、難波、水谷、毛利の各運営委員  
(高坂、二宮、前田、山本の各運営委員は委任状提出)  
野上機構長、岡本理事、山田理事、福治管理部長、児島評価事業部長ほか機構関係者
- 4 運営委員会（第38回）議事要旨について  
平成25年12月26日に開催された運営委員会（第38回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

### 5 議 事

#### 《審議事項》

#### (1) 法科大学院認証評価委員会専門委員の選考について

法科大学院認証評価の第3サイクルに係る法科大学院評価基準の改定を検討するためのワーキンググループ立ち上げに伴い、新たに1名を専門委員として選考したい旨説明があり、原案のとおり承認された。

#### (2) 次期中期目標（案）・中期計画（案）について

独立行政法人改革、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告の方向性及び文部科学大臣の見直し内容を受けての次期中期目標（案）・中期計画（案）について、今後のスケジュールと併せて説明があり、承認された。なお、文部科学省との調整により修正がある場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

(○：運営委員 ●：事務局 以下同じ)

- 評価事業の内容について、「評価」から「質保証」に転換しようとしていると理解してよろしいか。
- 機構法に定められているとおり、「評価」と「学位」という業務の二本柱に変更はない。認証評価については、次期中期目標（案）では「段階的に減らしていき廃止も含めて検討」するとされ、廃止が求められていた現行の中期目標に比べ前進した印象を持っている。業務の内容を「評価」から「質保証」に切り替えるということではなく、「評価」という柱は残しつつ、その他に「質保証連携」という新しい柱を作ったということである。
- 昨今の大学では、学長のリーダーシップが強く問われているところだが、機構においては、機構長が掲げた目標の達成状況を毎年どのように評価しているのか。
- 機構の中期目標・中期計画として設定された内容が実現されるよう、構成員や関係者の理解を得ながら事業を前進させている。機構のような公的資金が投入される組織のリーダーシップとい

- うのは、組織の長の思いを単に指示するだけではなく、組織として掲げた目標が高いレベルで達成されるように導くものでなければならないと考えている。機構であれば、国際的に見て我が国の高等教育の質が担保されるよう業務を通じて貢献し、その成果を社会に認知してもらえるよう動かすことがリーダーシップだと考えている。なお、次期中期目標・中期計画の設定に関しても議論を重ねており、現行の中期目標・中期計画とは大きく異なった内容になっているが、そういう点にも機構長としての意見やリーダーシップが表われていると考えている。
- 教員等は第三者に評価されるが、組織の長に対しては誰が評価を行い、その質を保証するのか見えにくい。大学等においては学長自ら自己点検を発表することもあるが、独立行政法人等ではそのような機会はないのか。
  - 中期計画の中で、機構長のリーダーシップという点については「監事による監査を行う」とされているため、監事から意見をいただきたい。
  - 例えば、大学では具体的な研究目標が掲げられているわけではないが機構では細かな研究目標まで定められているというように、独立行政法人という組織は、大学とはまた異なる難しい位置づけにある。そのような中、公正かつ効率的な組織運営に資するために新しく業務に関する監事監査が導入され、機構長のリーダーシップを拝見しているところであるが、機構長は大きな視野を持ち、広くリーダーシップを発揮していると考えている。
  - 各府省所管法人共通意見にある「厳格な評価」について、例えば学位授与事業であれば学位授与者数等により量的な実績が明らかであるが、質的な保証である評価に対しては、どのように対応していく予定なのか。
  - ご指摘の通り、評価や人材育成における質的な成果の示し方は、今後の課題になってくると認識している。次期中期計画（案）において「質保証連携事業」という項目を設定したのは、そのような課題に対応するためでもある。また、その第一の柱である「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」に「機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行う」とあるとおり、質的成果のような難しい課題については、大学及びその他教育機関と連携して一歩ずつ進めていきたいと考えている。
  - 学位授与事業は、一義的には人材育成業務として取り組まれているものではないが、間接的には人材育成に寄与しており、その点で生涯学習の支援を行っているとも言える。調査研究に係る中期計画（案）に、「学位授与の現状及び社会的要請を把握し実施状況を検討」するとあるが、これは従来明示されていなかった要素である。次期中期目標期間には、成果を公表できるよう具体的な計画として調査研究を進めていくことを検討している。
  - 「研究」の役割を主張する独立行政法人となると、外部資金の獲得状況や国際論文誌への投稿数等、機構の活動としてあまりなじまない観点について言及されるようになるのではないかと懸念している。今後の「研究」に対する評価について、機構としてどのように対処していくのか。
  - 機構の研究は、性質上業務との連携に関わることではあるが、「研究」をとりまく今後の大きな流れとしてはご指摘のとおりと考えている。
  - ご指摘のとおり、機構における「研究」は大学とは違った事情にある。レビューを受けた論文だけで、機構の業務としての調査研究の成果を正確に評価することはできない。調査研究の成果については、査読を受けて関連学協会等の学術誌へ公表するといった一般的な論文としての取扱いのほか、「事業の検証結果」として報告も行うと次期中期計画（案）に明記されているが、これは関係者のレビューを受けることによって研究の質を担保するという趣旨である。

一方で、研究開発独立行政法人に対する観点を機構に対しても適用する可能性がないとは言えないと考えている。実際、科学研究費等の外部資金の獲得については、機構の教員の資格にも関わる事項であって、一定以上の実績もある。しかし、大学等で一般的に行われている民間からの外部資金の導入に対しては、独立行政法人の性質上ふさわしいか否かといったまた別の議論があり、外部資金を獲得することがすなわち研究活動の活性化につながるのか、なかなか判断が難しい。その可能性を追求しつつ活性化を図っていくことが研究開発部の使命だと考えている。

#### 《報告事項》

##### (1) 平成 24 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から文部科学省独立行政法人評価委員会へ通知された、平成 24 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価結果等についての意見について、機構に対する個別の指摘や具体の対応を求めるものはなかった旨報告があった。

##### (2) 学位授与事業について

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成 23 年 1 月 31 日中央教育審議会答申)に基づいて導入が検討されている「認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式」の内容について、検討のプロセス等を含めて報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 学位審査会による「学修総まとめ科目」の認定に際しては、大学設置・学校法人審議会で用いられるような書類で審査されているのか。
- 可能な限り大学設置・学校法人審議会における要点や視点を踏まえた形で審査を行うよう努めているが、認定専攻科の認定作業については、機構で定めるプロセスで行うものと考えている。
- 今回の新たな審査方式の実施に当たっては、「認定専攻科」の審査とは別にもう一度審査を行うということか。
- 新たな審査方式の適用を希望する認定専攻科は、専攻科の認定とは別に改めて審査を行う。
- 「学修総まとめ科目」というのは、これから専攻科に新しく導入される科目と理解してよろしいか。それとも今までの卒業論文等を振り替えられるのか。
- 各専攻科で従来行ってきた卒業論文や卒業研究とは別に、新たに「学修総まとめ科目」の整備を求めるものではない。最終的な試験や課題は専攻科によって多様であり、それらも含めて「学修総まとめ科目」としている。

また、高等専門学校専攻科における特別研究等について、複数年にわたり単位を認定する高等専門学校が一部にある一方、「学修総まとめ科目」は最終年次で取得するものという前提であるため、そこに問題が生じるのではと懸念されるかもしれないが、そのような科目の取り扱いについては、それぞれの高等専門学校でご判断いただくこととしている。

- 担当教員の資格を判断する基準は、学位審査会ではどのように考えているのか。
- 具体的な運用上のこともあり、この場ですべてを申し上げることは出来かねるが、「学修総まとめ科目」を担当するにふさわしいかどうかという観点から、教員個人の実績も含めて判断する仕組みを検討中である。

- 学生個人の可否を判断するのではなく、専攻科における「学修総まとめ科目」の設定や担当教員の教育能力を審査・認定することで、教育の実施状況や質を担保するという趣旨の下で行われる制度と理解しているが、認定の有効期間はどのくらいにする予定なのか。
- 各部会の専門委員からも、学生を直接審査するわけではない点に制度運用の難しさがあるところ指摘を受けている。現在の専攻科に対する認定の制度では、原則は初年度が5年、以降は7年ごとに再審査を行っている。新たな審査方式では、これと同等では長すぎるという指摘を受けているので、今後運用を工夫していきたいと考えている。
- 中央教育審議会の意図は、専攻科の学生の主体的な学習活動の充実であり、うまくフィードバックできる仕組み作りが大切である。
- 研究開発部と事業との関係で補足すると、「学修総まとめ科目」の評価に対し専攻科からどのように成績を求めるのかということについては、研究開発部の調査研究の成果として評価基準表の見本を提示し、適任とされた専攻科の教員に学生の論理的構成力や専門的知見といった事柄を評価してもらうという方法も検討され、研究開発部の学修成果に関する調査研究を活かすという側面を持つ制度設計となっている。これによって学位の質を保証するという実証的な研究でもあり、一つの大きな試みにとらえている。また、研究開発部が学位授与事業との関係において調査研究を推進する機会にもなると考えている。

### (3) 「キャンパス・アジア」1次モニタリングについて

質保証連携として諸外国の質保証機関と共に取り組んでいる「キャンパス・アジア」日本側1次モニタリングの活動実績として、日中韓の政府が採択した10件のプログラムについて定められたモニタリングの概要やスケジュール、実際のモニタリング結果から抽出された優れた取り組みの一部等について報告があった。また、学生部会ワークショップの様子が映像で紹介された。

なお、モニタリング報告書、学生の提言書及びモニタリング学生部会ワークショップの映像は後日機構ウェブサイトに掲載予定である旨付言された。

以上